

インフルエンザ以外の疾病用

保護者の皆様

志摩市教育委員会

出席停止の連絡について

医師により下記の疾病と診断された場合は、学校保健安全法により本人の健康回復と周囲への感染防止のため、出席停止となります。

出席停止の期間は欠席扱いになりませんので、医師の指示に従い必要な期間、十分に治療や休養をとられますようお願いいたします。

なお、登校するにあたり、下記の用紙を医師に記入していただき、登校時に学校まで提出してください。

記

【学校保健安全法において出席停止となる主な疾病】

- インフルエンザ(※)
- 百日咳
- 麻疹(はしか)
- 流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)
- 風疹
- 水痘(水ぼうそう)
- 咽頭結膜熱
- その他の感染症(溶連菌感染症、感染性胃腸炎、マイコプラズマ感染症、手足口病、伝染性紅斑等)

※インフルエンザについては、別様式「学校感染症(インフルエンザ)届出書」の提出となります。

..... 切り線

診断・治療経過についての連絡

学校長 様

年 組 児童生徒名 :

病 名 :

出席停止期間 : 月 日から 月 日まで (日間)

上記の者は療養の結果、感染する恐れがなくなりましたので、登校してもさしつかえないことを認めます。

令和 年 月 日

医療機関名

医 師 名